

【洪水】

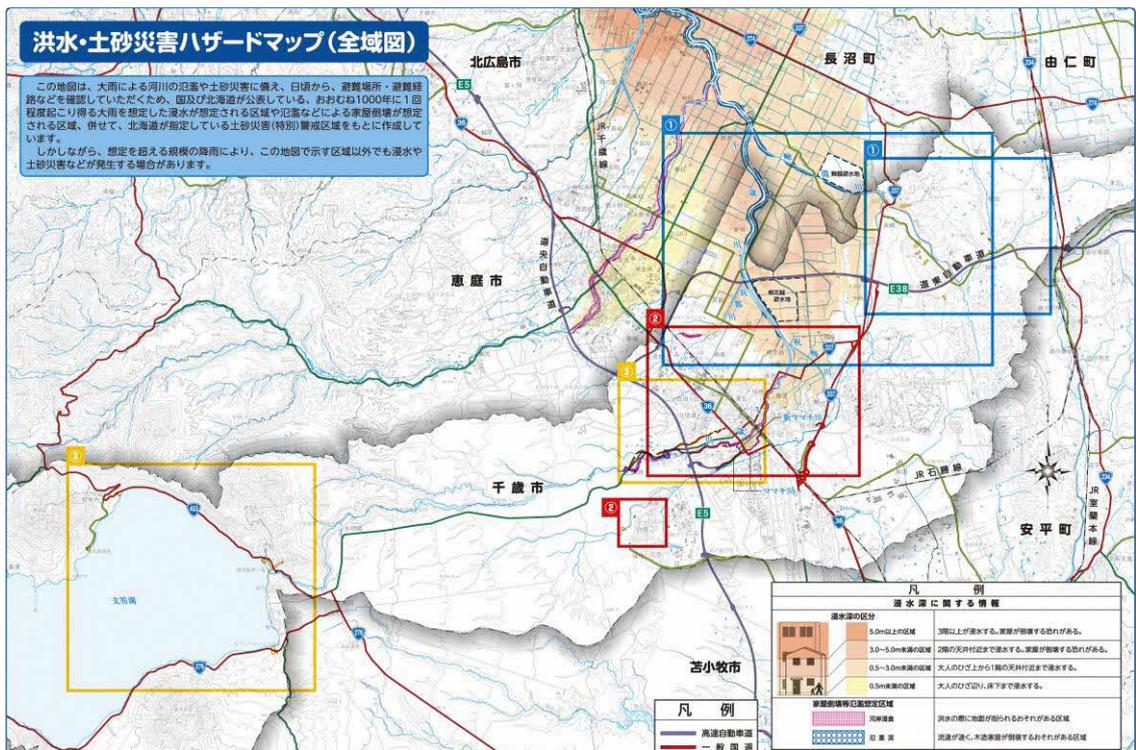
千歳市中央部には、千歳川をはじめとする複数の河川が流れており、千歳川流域には、広大な低平地が広がっているため、洪水時に石狩川本川の高い水位の影響を長い区間に亘り長時間受けることにより、漏水、法崩れ等に伴う破堤による外水氾濫が発生しやすい。また、千歳川の水位が高くなることによって、宅地や農地等に降った雨は川に流れ込むことができず内水氾濫を引き起こしやすい。

近年の河川整備により水害の数は減ったが、近年多発する局地的な集中豪雨による浸水被害のおそれがある。(千歳市 HP を要約)

【土砂災害】

千歳市には、谷や傾斜の多量の土砂や倒木が、大雨などの水と一緒に下流に運ばれる土石流や、急な斜面が水を含み、突然崩れ落ちるがけ崩れが発生するおそれがあり、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域として、北海道が44か所を土砂災害警戒区域等に指定している。

土砂災害は何日か続く長雨や、短時間に強く降る集中豪雨などに起因して発生することが多いが、現地の地形や地質・植生・土地の利用状況など様々な要因によって左右されるため、発生箇所や時期を特定することが困難である。(千歳市 HP を要約)



【積雪】

千歳市は、道内では降雪の少ない地域であるが、急速に発達した低気圧などがもたらす暴風や大雪により、市内でも道路の交通障害や農業被害、送電線への着雪による停電などの被害が発生するおそれがある。(千歳市 HP を要約)

【感染症】

新型コロナウイルスのような危険性の高い感染症が発生した場合、国民の大部分が免疫を獲得していないため、感染症拡大により大きな健康被害とこれに伴う経済社会全体に及ぼす影響が懸念される。

(2) 商工業者の状況 ・ 事業所数 3,142人 (平成26年経済センサス基礎調査)

・ 小規模事業者数 1,964人

農業漁業	38	不動産業、物品賃貸業	131
鉱業、採石業、砂利採取業	2	学術研究、専門・技術サービス業	79
建設業	245	宿泊業、飲食サービス業	629
製造業	153	生活関連サービス業、娯楽業	306
電気・ガス・熱供給・水道業	3	教育、学習支援業	95
情報通信業	17	医療、福祉	204
運輸業、郵便業	136	複合サービス事業	17
卸売業、小売業	857	サービス業（他に分類されないもの）	174
金融業、保険業	56		

(3) これまでの取組み

1) 千歳商工会議所の取組み

項目
BCPに関する国の施策の周知
事業者向けBCP策定セミナーの開催
損害保険会社と連携した損害保険の加入推進
千歳市が実施する防災訓練への参加及び協力
防災備品（スコップ、懐中電灯、救急薬品等）を備蓄
事業継続計画（新型コロナウイルス感染症）作成
感染症拡大防止に向けたテレワークの導入

2) 千歳市の取組み

項目
千歳市地域防災計画作成
千歳市業務継続計画（BCP）作成
千歳市防災ハンドブック作成
千歳市洪水・土砂災害ハザードマップ作成
千歳市樽前山ハザードマップ作成
応援協定の締結（国、自治体、自衛隊、企業等）

II 課題

千歳市においては、市の防災計画の内容は充実しているものの、市内事業者へのBCPの普及促進は遅れており、非常時における事業継続が弱い状況にあり、地域一体で取り組み、強靱化を図っていく必要があることから、以下の課題を提示する。

- ・市内事業所内でBCP策定をしている事業所が把握できない。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。
- ・体調不良者を出社させないルール作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄が必要である。
- ・リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することが必要。

III 目標

○成果目標

農業漁業	38	<p>【5ヶ年での市内事業所のBCP策定目標】</p> <p>策定数 製造業 5件 建設業 5件 卸売業・小売業 5件 サービス業 5件 その他 5件 計25件</p>
鉱業、採石業、砂利採取業	2	
建設業	245	
製造業	153	
電気・ガス・熱供給・水道業	3	
情報通信業	17	
運輸業、郵便業	136	
卸売業、小売業	857	
金融業、保険業	56	
不動産業、物品賃貸業	131	
学術研究、専門・技術サービス業	79	
宿泊業、飲食サービス業	629	
生活関連サービス業、娯楽業	306	
教育、学習支援業	95	
医療、福祉	204	
複合サービス事業	17	
サービス業（他に分類されないもの）	174	

○実施目標

項目	目的	目標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを周知させる	セミナー実施 チラシ等での周知	年1回 延1,200社
協力体制の整備	発災時における連絡を円滑に行う	当所と当市にて計 画内容の精査	年1回
連携体制の推進	発災後、感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築		年1回
保険・共済に対する助言	保険・共済に対する助言を行える当所職員の育成	当所職員と保険会社との巡回	年1回 延2件

IV. その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道に経済部中小企業課へ報告する。

V. 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和4年 4月 1日～ 令和9年 3月31日 (5ヶ年)

VI. 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 事前の対策

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組みや対策（事業休業への備え、補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCPの策定による実効性のある取組みの推進や効果的な訓練等の指導及び助言を行う。【事業者BCP策定件数の目標：5件/年】
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナー（1回/年）や行政の施策の紹介等を実施する。

イ. 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・令和3年中に事業継続計画を作成。
※新型コロナウイルス感染症の事業継続計画は令和3年5月に策定済み

ウ. 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ市内損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや対策の紹介をする。
- ・関係機関（金融機関等）への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・感染症に関し、収束時期が予想しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等を実施する。
- ・感染症に関し、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止等について事業者への周知を行うとともに、今後につながる支援を実施する。
- ・事業者に対して、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための支援策等情報提供する。

エ. フォローアップ及び事業の評価（策定目標件数）

業 種	BCP	事業継続力強化計画	R4	R5	R6	R7	R8
製 造 業	5	5	1	1	1	1	1
建 設 業	5	5	1	1	1	1	1
卸小売業・小売業	5	5	1	1	1	1	1
サービス業	5	5	1	1	1	1	1
そ の 他	5	5	1	1	1	1	1

注記）事業継続力強化計画の実行状況を確認し、BCP策定に取り込むようにフォローアップを推進することでBCP策定率の向上を目指す。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当所と市との連絡ルートの確認等を行う（実地訓練は必要に応じて実施する）。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助を第一とする。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に当所ならびに市にてそれぞれ職員の安否報告を行う。
(SNS等を利用した安否確認や大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当所と当市で共有する。)
- ・感染者の発生後には、当所ならびに市にてそれぞれの体調確認を行うとともに、事業所の消毒、手洗い、うがいなど感染拡大防止等の対策を指示する。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザなど対策特別措置法による、道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、感染対策を行う。

イ. 応急対策の方針と決定

- ・当所と市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨における例)

当所ならびに市にてそれぞれ職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

- ・職員全員が被災する等により応急対策が出来ない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

なお、連絡が取れない地域については、大きな被害が生じているものとする。

(被害の目安は以下の通り)

大きな被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。（連絡が取れない区域については、大きな被害が生じていると想定。）
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の被害が発生している。
ほぼ被害が無い	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない

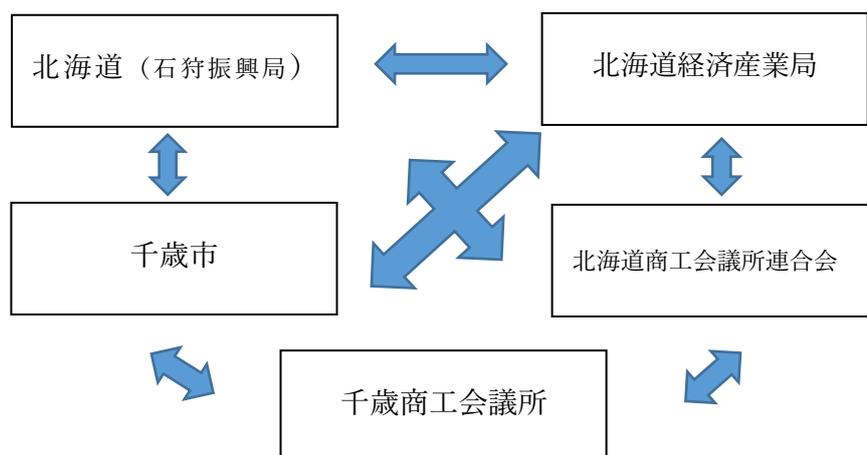
- ・本計画により、当所と市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生後～1週間	1日に1回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1か月	2日に1回共有する
1か月以降	7日に1回共有する ※状況が落ち着くまでの間

- ・「千歳市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行う。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の商工業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことのできる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて定める。
- ・当所と市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてあらかじめ確認しておく。
- ・当所は被害状況を北海道が指定する様式に記載し、当所より道の北海道経済部中小企業課へ報告する。



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の設置について、市と検討する。
（当所は、国や道の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や道、市町村等の施策）について、当所会員事業所へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある事業所を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を、道や北海道商工会議所連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、当所及び市のHP及び広報誌等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制						
(令和 3年11月現在)						
(1) 実施体制						
<table border="1"><thead><tr><th>千歳商工会議所</th></tr></thead><tbody><tr><td>専務理事 事務局長 中小企業相談所長 法定経営指導員 経営指導員 補助員</td></tr></tbody></table>	千歳商工会議所	専務理事 事務局長 中小企業相談所長 法定経営指導員 経営指導員 補助員		<table border="1"><thead><tr><th>千歳市</th></tr></thead><tbody><tr><td>(所管課) 商業労働課 危機管理課</td></tr></tbody></table>	千歳市	(所管課) 商業労働課 危機管理課
千歳商工会議所						
専務理事 事務局長 中小企業相談所長 法定経営指導員 経営指導員 補助員						
千歳市						
(所管課) 商業労働課 危機管理課						
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制						
①当該経営指導員(代表者)の氏名、連絡先 法定経営指導員 立田 京平 (連絡先は下記(3)①参照)						
②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)						
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先						
① 千歳商工会議所 千歳市東雲町3丁目2番地6 電話 0123-23-2175 FAX 0123-22-2122 E-mail info@chitose-cci.or.jp						
②関係市町村 千歳市役所 商業労働課 千歳市東雲町2丁目34番地 電話 0123-24-0598 FAX 0123-22-8851 E-mail syogyorodo@city.chitose.lg.jp						
※その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課に報告する。						

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・チラシ作成費	50	50	50	50	50
・防災・感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、千歳市補助金、道補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
〒060-8531 札幌市中央区大通西3-7 北洋大通りセンター17階 東京海上日動火災保険 札幌中央支店 代表者 支店長 跡部 智彦 電話 011-271-2689 FAX 011-271-2691
連携して実施する事業の内容
① BCP 策定相談 ② BCP セミナーの実施 ③ 千歳商工会議所の BCP 勉強会等の実施
連携して事業を実施する者の役割
①市内事業者に対する普及啓発セミナー ②市内事業者に対する BCP 策定支援 ③市内事業者に対する事業継続力強化計画策定支援 ④千歳商工会議所と千歳市での情報懇談への参加
連携体制図等
<pre>graph TD; A[千歳商工会議所] <--> 連携 B[東京海上日動火災保険]; B <--> 支援 C[市内事業所];</pre>